

中標津町まちづくり町民会議 自治基本条例(仮称)研修会

自治基本条例とは何か

平成22年10月28日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
水澤 雅貴

自己紹介

●水澤 雅貴(みずさわ まさたか)

●昭和25年2月6日 八雲町生まれ 60歳

●学歴

- ・昭和49年3月 早稲田大学社会科学部卒業
- ・平成16年3月 北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了
- ・平成20年3月 北海道大学公共政策大学院修士課程修了

●職歴

- ・昭和49年 4月 日本電信電話公社 入社
- ・平成17年12月 NTT東日本ー北海道 退職
- ・平成19年6月 特定非営利法人公共政策研究所理事長就任 (北海道認証)
- ・平成20年4月 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

●経験

- ・平成15年10月～平成17年6月 苫小牧市自治基本条例等検討懇話会会長
- ・平成18年4月～平成19年3月 江別市自治基本条例市民懇話会ファシリテーター
- ・平成20年8月～平成21年8月 八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー
- ・平成21年10月～ 美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議アドバイザー
- ・平成21年10月～ 中標津町自治基本条例(仮称)検討職員プロジェクトアドバイザー
- ・平成22年8月～ 大空町自治基本条例検討委員会アドバイザー
- ・平成22年8月～ 八雲町協働のまちづくり推進プラン策定アドバイザー

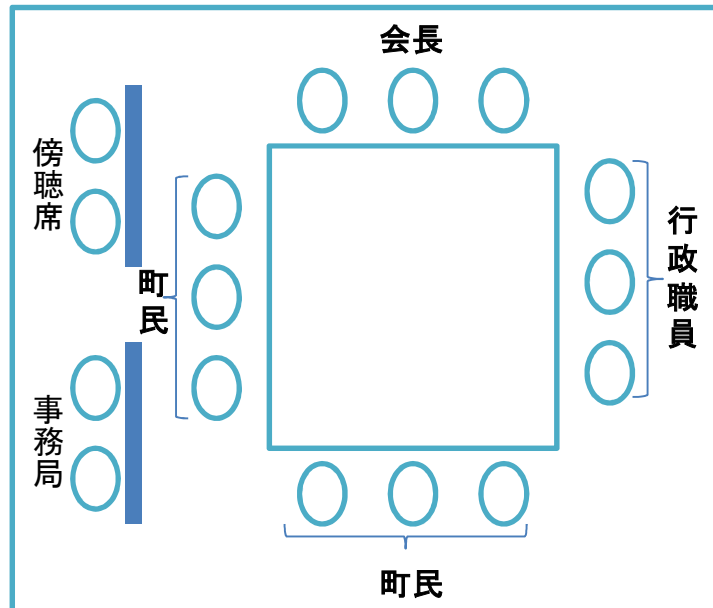
きょうのテーマ

1. 自治基本条例検討組織の課題
2. 自治基本条例施行の現状
3. 自治基本条例が必要となった背景
4. 自治基本条例とは何か
5. 自治の主体
6. 生きた自治基本条例となるために

自治基本条例検討組織の課題

自治基本条例検討組織の課題

懇話会パターン



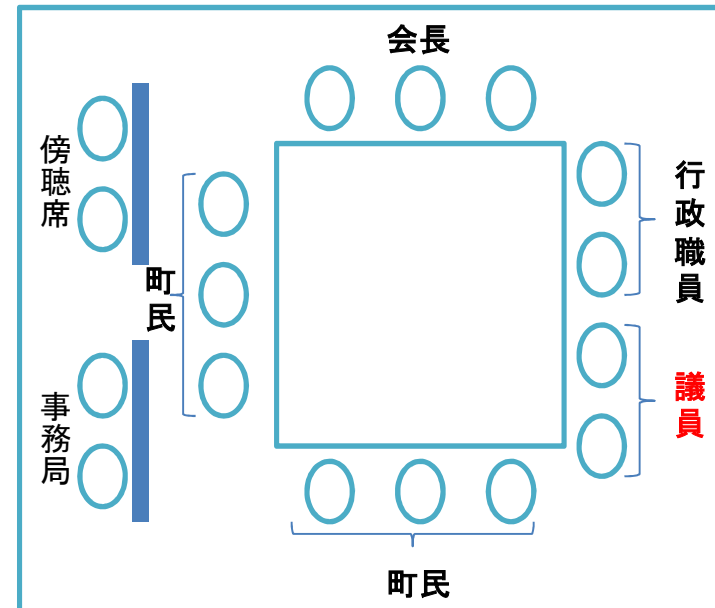
メリット

- ①町民が条例制定に係われる。
- ②町民及び町長・職員の意識改革や制度改革ができる。
- ③懇話会は要綱により設置根拠が明確(諮問答申型)

デメリット

- ①議会の責務や議会運営が議論出来ず曖昧になる
- ②議会議員の意識改革や制度改革が進まない。
- ③住民投票の詳細な議論が出来ない。

みんなで創る町民会議パターン



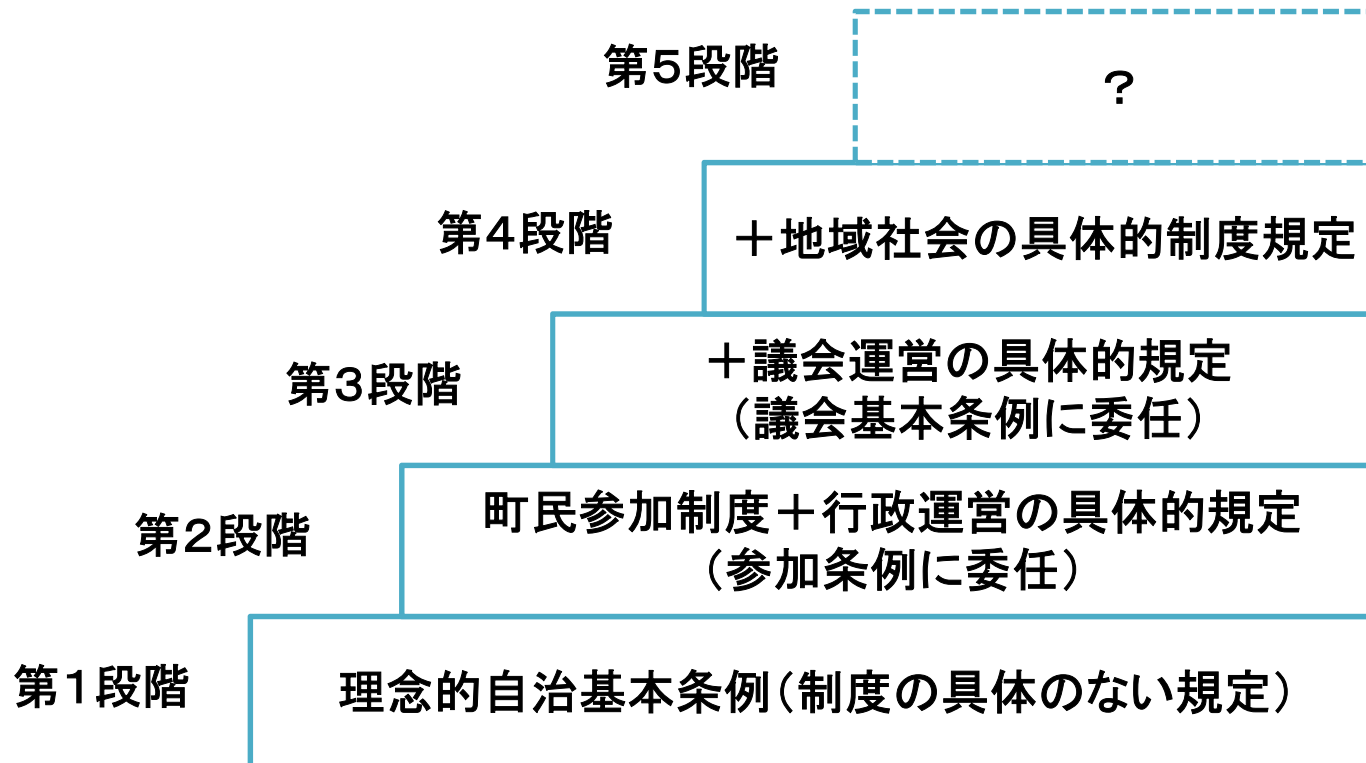
メリット

- ①町民が条例制定に係われる。
- ②議会の責務や議会運営の議論が出来る。
- ③町民及び町長・職員並びに議員の意識改革や制度改革ができる。
- ④住民投票の詳細なところまで議論ができる。

デメリット

特になし

自治基本条例の発展形態



自治基本条例施行の現状

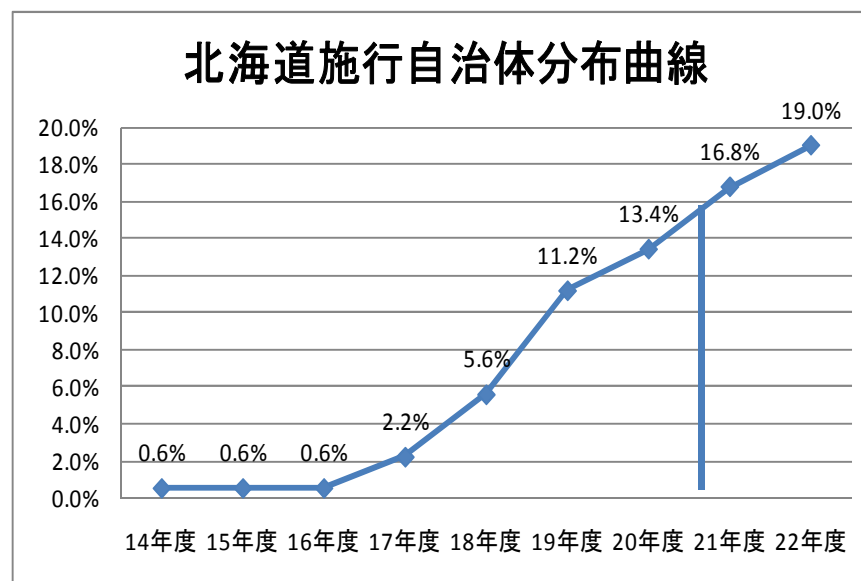
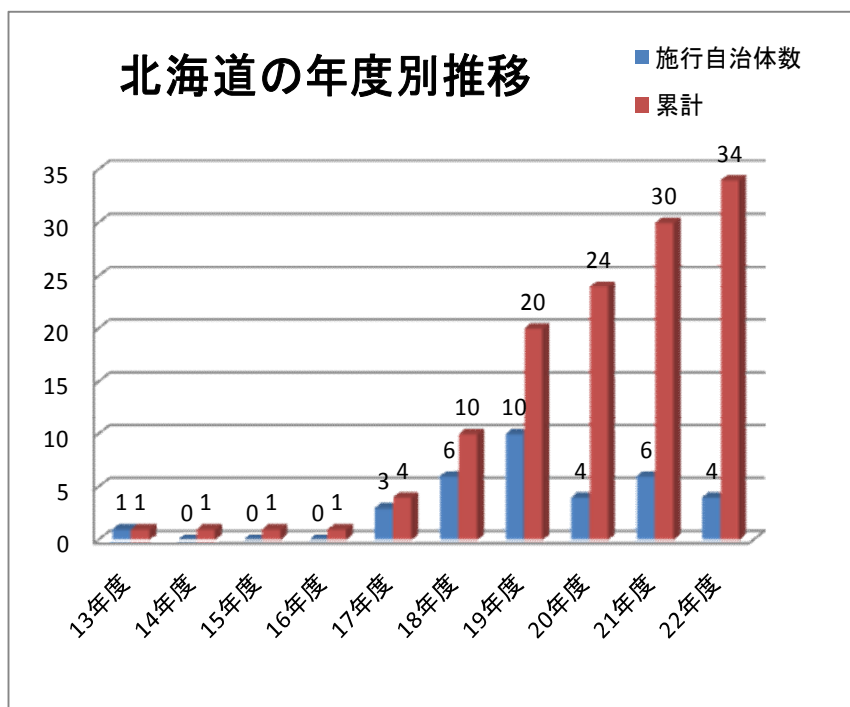
1. 自治基本条例施行の現状

(1) 北海道の自治基本条例施行状況(H22. 4. 1現在)

北海道の179自治体における自治基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
施行自治体数	1	0	0	0	3	6	10	4	6	4
累計	1	1	1	1	4	10	20	24	30	34
比率	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	2.2%	5.6%	11.2%	13.4%	16.8%	19.0%

(注) 比率は全自治体に占める施行自治体の比率



社会学者エベレット・ロジャースの「イノベーション普及理論」は、まだ社会に普及していない新しいモノ(商品等)やコト(行動等)がどのような過程をへて普及していくかを分析したものです。分析の結果、16%のラインを超えると急激に普及率が上昇することを発見し、ロジャースはこれを「普及率16%の論理」として提唱しています。

北海道の自治基本条例の普及状況をロジャースのイノベーション普及理論で検証してみる。

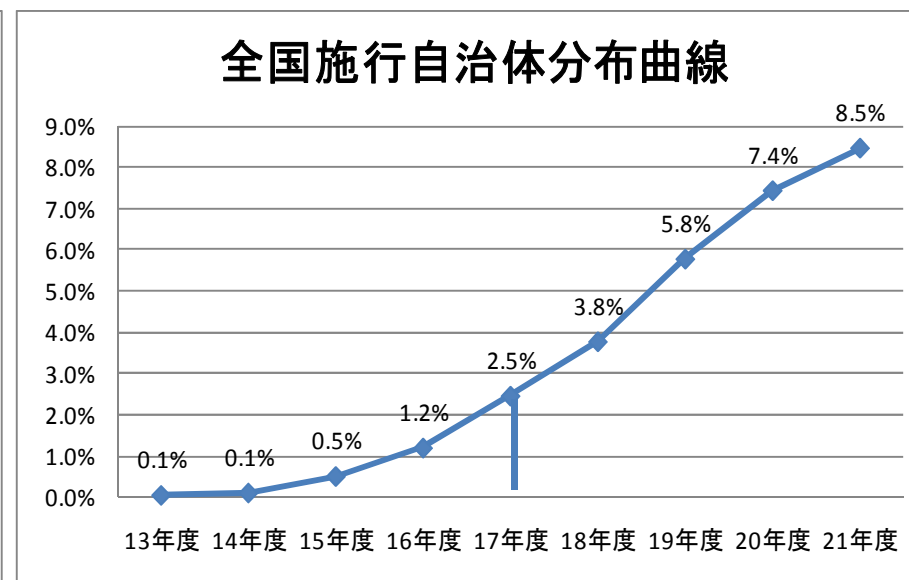
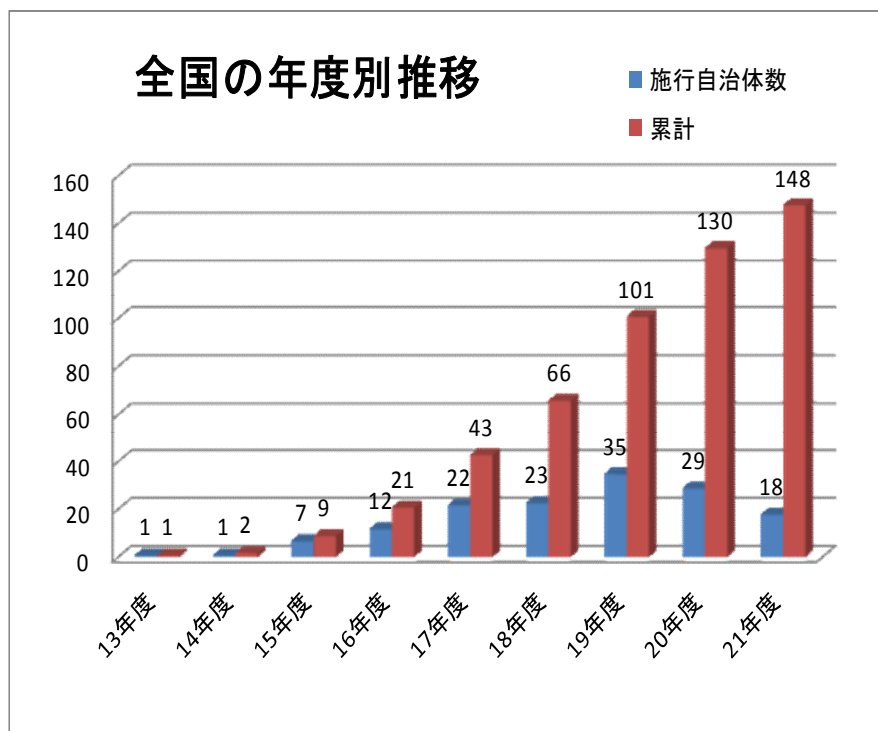
- ①革新者(冒険者) (2. 5%) = 4自治体
- ②初期採用者(オピニオンリーダー) (13. 5%) = 24
- ③前期多数採用者(早期採用者) (34%) = 61
- ④後期多数採用者(大勢順応者) (34%) = 61
- ⑤遅滞者(伝統志向者) (16%) = 29

(2) 全国の自治基本条例施行状況(H21. 4. 1現在)

全国の1750自治体における自治基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
施行自治体数	1	1	7	12	22	23	35	29	18
累計	1	2	9	21	43	66	101	130	148
比率	0.1%	0.1%	0.5%	1.2%	2.5%	3.8%	5.8%	7.4%	8.5%

(注) 比率は全自治体に占める施行自治体の比率



普及率16%を超える時点の予想
 $= (280 - 148) / 16 = 8.25$ 年
 8年後の平成29年度？

全国の自治基本条例の普及状況をロジャースのイノベーション普及理論で検証してみる。

- ①革新者(冒険者) (2.5%) = 44自治体
- ②初期採用者(オピニオンリーダー) (13.5%) = 236
- ③前期多数採用者(早期採用者) (34%) = 595
- ④後期多数採用者(大勢順応者) (34%) = 595
- ⑤遅滞者(伝統志向者) (16%) = 280

(3) 北海道における条例施行状況

NO	自治体名	自治基本条例	議会基本条例	参加条例
1	二セコ町	平成13年4月1日		
2	奈井江町	平成17年4月1日		
3	苫前町	平成17年10月1日		
4	登別市	平成17年12月21日		
5	清水町	平成18年4月1日		
6	遠別町	平成18年4月1日		
7	沼田町	平成18年4月1日		
8	音更町	平成18年10月1日		
9	白老町	平成19年1月1日		
10	芽室町	平成19年3月5日		平成16年5月1日
11	下川町	平成19年4月1日		
12	札幌市	平成19年4月1日		
13	苫小牧市	平成19年4月1日		平成21年4月1日
14	留萌市	平成19年4月1日		
15	帯広市	平成19年4月1日	平成22年4月1日	
16	稚内市	平成19年4月1日		
17	中札内村	平成19年4月1日		
18	遠軽町	平成19年4月1日		平成19年4月1日
19	美唄市	平成19年9月1日		
20	七飯町	平成19年10月1日		
21	平取町	平成20年4月1日		
22	上川町	平成20年4月1日		
23	石狩市	平成20年4月1日		平成14年4月1日
24	芦別市	平成20年10月1日		
25	上富良野町	平成21年4月1日		
26	幌延町	平成21年4月1日		平成21年4月1日
27	福島町	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
28	厚沢部町	平成21年4月1日		
29	三笠市	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
30	江別市	平成21年7月1日		
31	八雲町	平成22年4月1日		
32	名寄市	平成22年4月1日	平成21年4月1日	
33	和寒町	平成22年4月1日	平成22年4月1日	
34	士幌町	平成22年4月1日		
35	北海道	平成14年10月18日	平成21年7月10日	
36	知内町		平成20年4月1日	
37	今金町		平成19年5月1日	
38	栗山町		平成18年5月18日	
39	鹿追町		平成22年3月31日 (制定)	
40	旭川市			平成15年4月1日
41	富良野市			平成17年7月1日
42	伊達市			平成19年4月1日
43	北広島市			平成21年6月1日

自治基本条例が必要となった背景

今起きていることの予備知識

日本の近代における3大改革と外部環境(世界の情勢)

(日本の改革)

(外部環境)

(国内の対抗策)

①明治維新

帝国主義・植民地化

中央集権国家(富国強兵・殖産興業)

②戦後改革

米ソの冷戦構造

中央集権国家(戦後復興・高度経済成長)

③地方分権

グローバル化(世界単一市場化) 地方分権国家(地域主権国家)

戦後日本の高度経済成長

⇒大量生産、大量物流、大量消費 ⇒ 規格や水準の画一化 ⇒ 国単位

⇒中央集権型の仕組みが有効に機能 ⇒ タテ型(トップダウン型)社会

1990年代、国境を前提とする国際化から、国境が低くなるグローバル化の時代へ量を中心とする産業国家からの構造変化を求める外部環境が強くなった。

(注)ベルリンの壁崩壊1989 ソ連の崩壊 1991

⇒国境を境として内外を分け、内に対して中央集権型統治を展開する枠組みが限界

地方に対して、中央集権型統治から脱して、自らの価値観を形成する下からの民主主義に支えられた新たな創造が求められるようになった。

⇒地域主権(下からの民主主義、住民の自発的意思に基づく公共性の実現)

⇒自己決定のルール ⇒ 自治基本条例

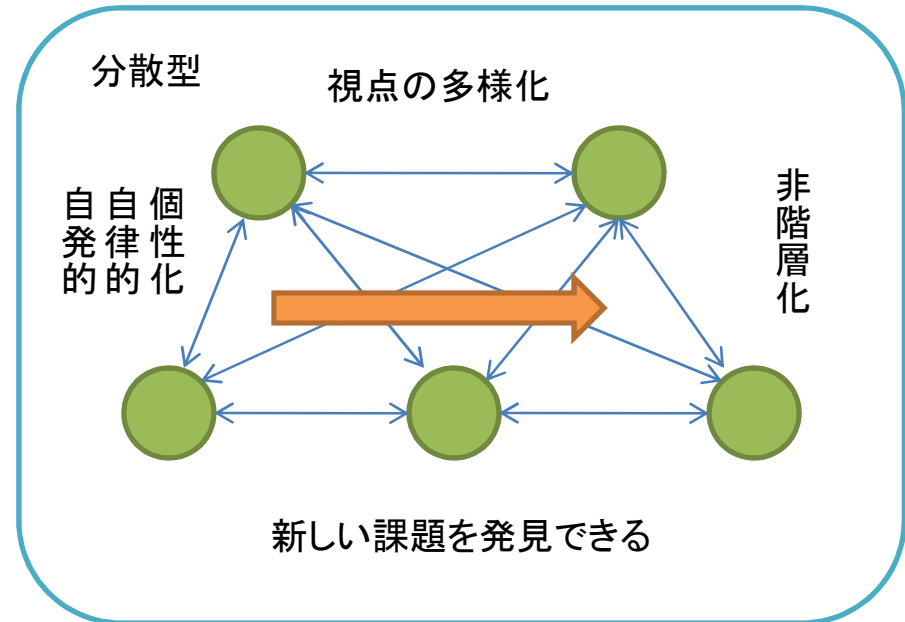
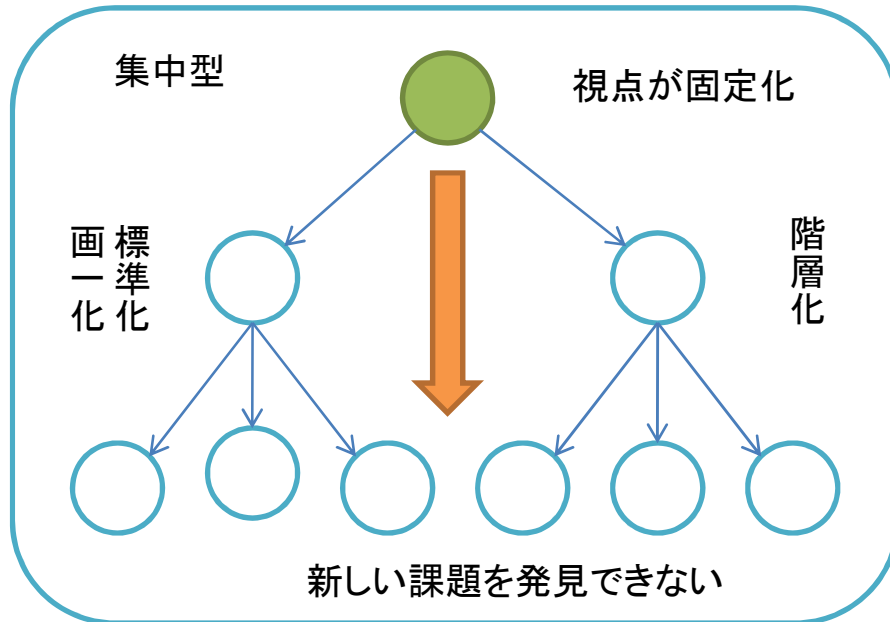
(注)地方分権の推進に関する決議 1993 地方分権一括法施行 2000 ニセコ町まちづくり基本条例施行 2001

二つの大きな構造変化

トップダウン型(ピラミッド型)
中央集権型(国のことは中央で)



ボトムアップ型(ヨコ型)
地域主権型(地域のことは地域で)



- ⇒グローバル化(世界単一市場化)では画一化社会はいっぺんに市場に飲み込まれる
- ⇒地域が個性を出し内外の各地域と直接結びつく時代
- ⇒内発的活力を生かす時代

2. 今、起きていること

戦後日本のしくみの崩壊（中央集権の崩壊）

（国が決め地方は行うだけ[自己決定権なし]の**トップダウン型しくみの崩壊**）

⇒地域主権型社会へ再構築

（地域のことは地域で決める＝地方に自己決定のルールがある社会へ）

●公の領域（議会及び行政）

○公共は議会及び行政だけでは担えない。又は、町民が無関心では公共は成り立たない。

（少子高齢化社会－右肩下がりの税収－行政規模縮小）

⇒**住民も公共を担う**⇒町民に権利を付与⇒町民の自発性発揮⇒町民主体の自治

○議会及び行政の役割が地域主権に対応していない。

信託している町長・議員の役割の再確認

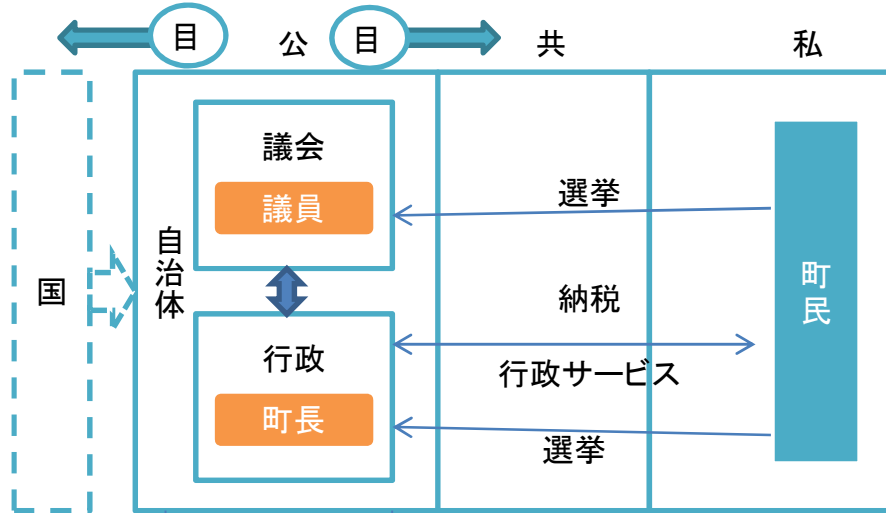
⇒町政は**住民の意思に基づくこと、住民の権利保障**すること⇒町民主体の自治

●共の領域（地域社会）

○地域社会の担い手がいない。⇒担い手づくり

行政主導の**トップダウン型地域社会の行き詰まり**⇒町民主体の**ボトムアップ型地域社会**

公共は議会及び行政だけでは担えない (公共に無関心な町民から町民も公共を担う—町民の発見)



公共は議会及び行政が担う(中央集権のしくみ)

公共は町民も共に担う(地域主権のしくみ)

上越市自治基本条例より
(市議会の権限)

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

中央集権＝国が決め、自治体を実施



地域主権＝自治体が自ら決め、自ら実施

- ・財政赤字(中央集権のつけ)
- ・グローバル化(地域間競争)

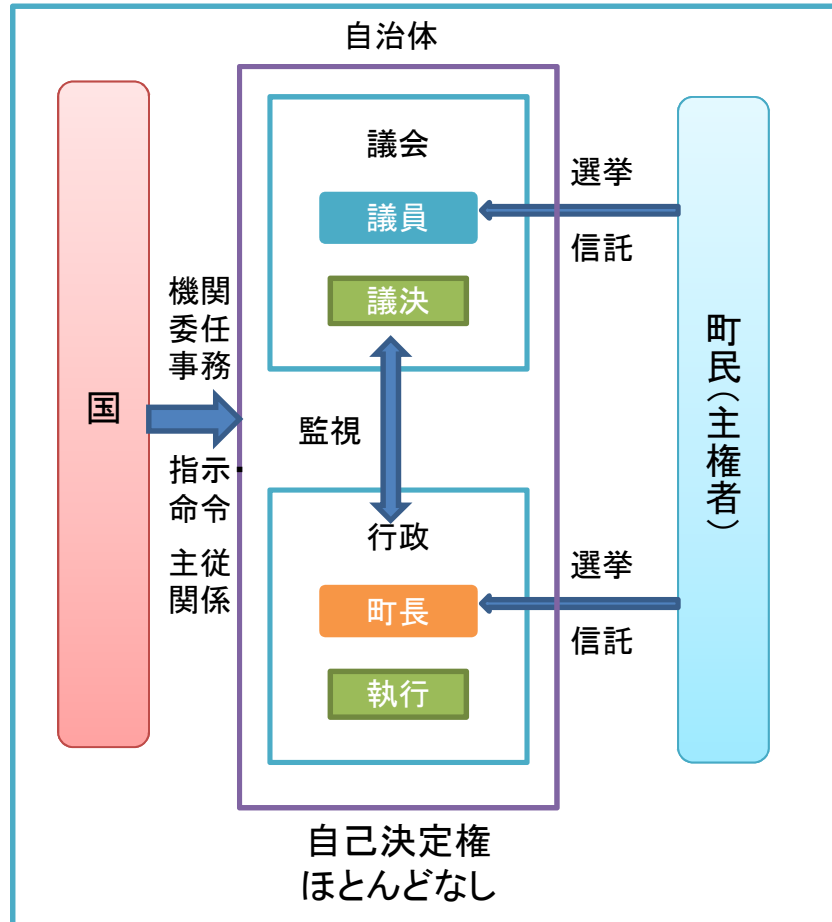
市民主権＝市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。(上越市自治基本条例第3条自治の基本理念)



新たな自治体運営＝公共は議会及び行政のみで運営するのではなく主権者である町民との課題(情報)の共有と決定プロセスへの町民参加によって運営され、計画・執行は行政が行い、最終決定は議会が行うことで運営される。

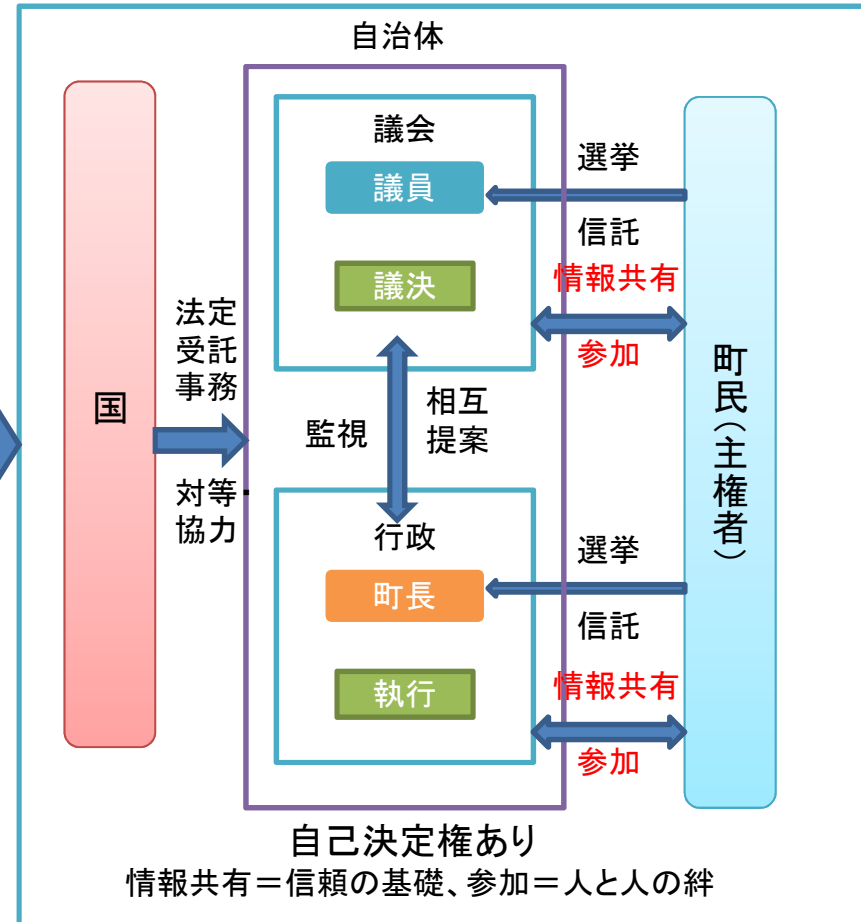
・議会及び行政の役割が地域主権に対応していない (信託している町長・議員の役割の再確認(自治体の発見))

2000年4月1日以前の中央集権型自治体運営



- ・国の意思に基づいて自治体運営を行っていた。
- ・町長や議員を選挙で選んでも、町長や議会に自己決定権がなかった。そのため、決定のプロセスの情報や決定のプロセスへの町民参加が大きな意味を持ち得なかった。

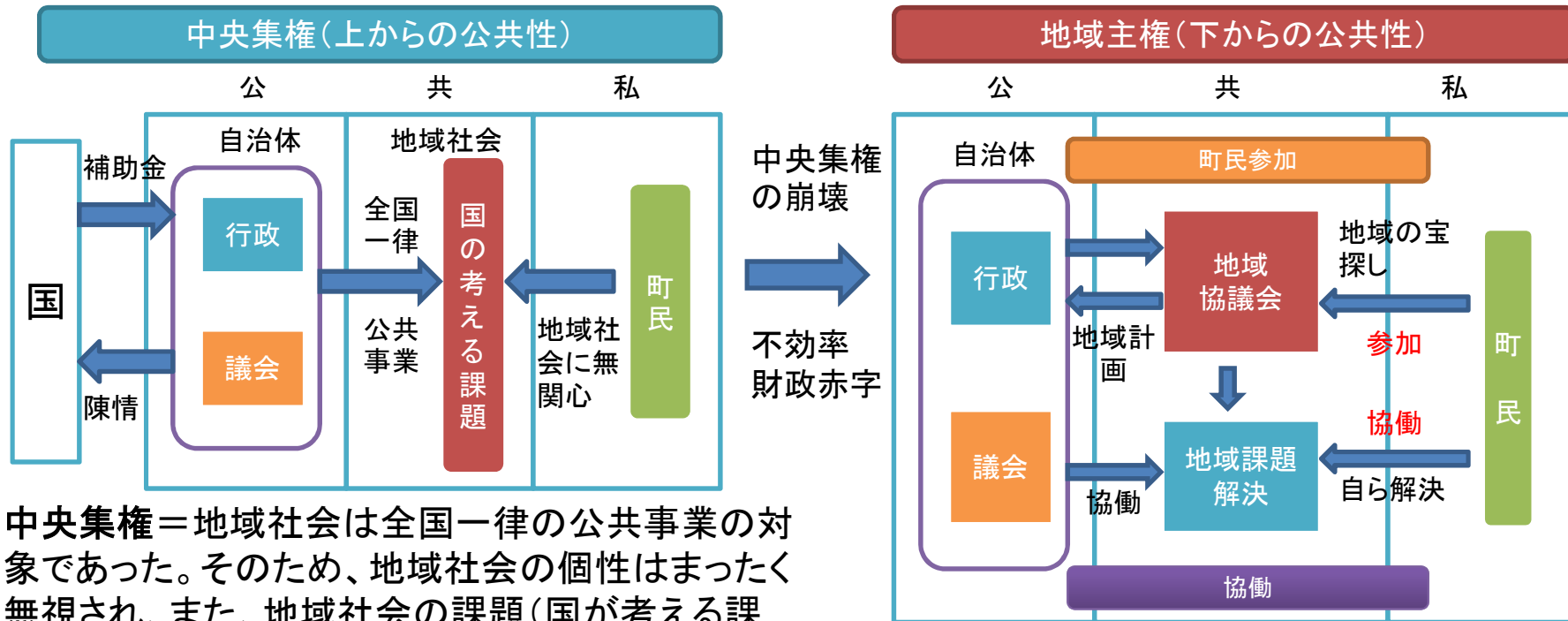
2000年4月1日以降の地方分権型自治体運営(地域主権型)



- ・2000年の分権改革以降、自治体の自己決定権が大幅に拡大したことを受けて、自治体における主権者である町民の意思に基づく自治体運営が求められることになった。
- したがって、議会及び行政の決定のプロセスの情報や決定のプロセスへの町民参加によって自治体運営が行われる。

地域社会の担い手がいない(担い手づくり)

(行政主導のトップダウン型地域社会の行き詰まり⇒町民主体のボトムアップ型地域社会へ＝地域社会の発見)



中央集権＝地域社会は全国一律の公共事業の対象であった。そのため、地域社会の個性はまったく無視され、また、地域社会の課題(国が考える課題)は自治体が担うのではなく、国によって担われてきた。

地域社会の課題＝国が考える課題＝外発的課題

自治体は外発的課題発見に対応することで、足元の地域の宝には目もくれない対応を長く続けた、そのため地域の宝を喪失した地域もある。(乱開発による自然など)

したがって、町民が地域のことに無関心になると同時に、町民自ら係わりを持つことの試みもしてこなかった。

地域主権＝地域の個性や地域の宝を探し、地域の課題を町民自ら話し合う協議会を設置する。

(担い手づくり＝自発的公共関係の再構築)

(内発的課題発見＝地域の住民自治)

地域社会の課題＝町民自ら課題発見する

＝町民自ら課題解決を図ることを原則

協議会で発見された課題は町民自ら解決する。

解決が難しいものは議会及び行政との協働で課題解決を図る。

住民をつなぐ住民自治組織の現状と課題

たて型住民自治組織の特徴

(1)ピラミッド型組織形態(たて型ネットワーク)
現在の住民自治組織の特徴は個々の住民へつながるたてのラインを特徴とする。この組織体系は災害等の連絡や住民の安否確認等、地域の要介護者や児童の見守りなどの面で極めて有効に作用する。また、行政が決定した住民生活に直結する新たな施策や既存の施策を変更する場合、住民への周知や住民の協力依頼を町内会を通じて行うことができる。

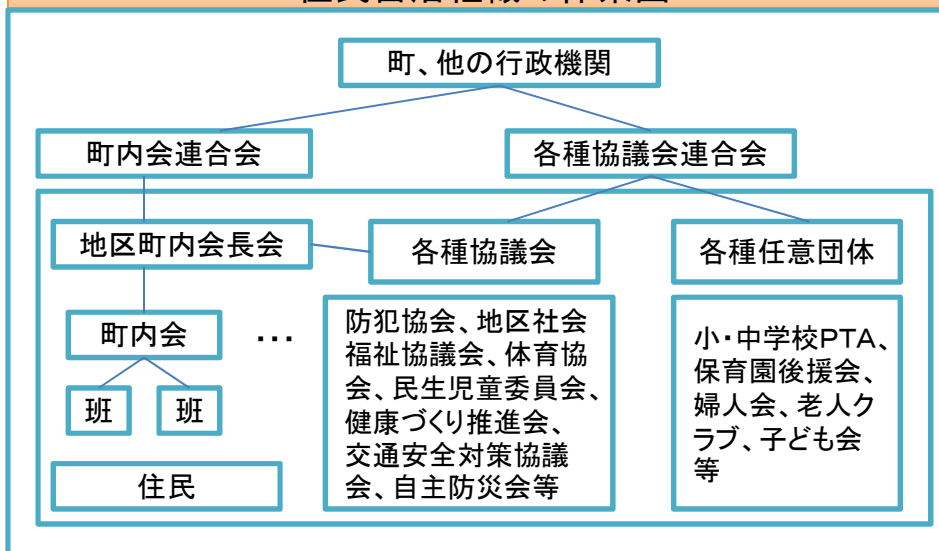
(2)町内会の調整機能

地域にある防犯協会や自主防災会などの組織構成員は概ね町内会を通じて選出され、町内会長が兼務していることが多い。さらに、これらの協議会で決定した施策や行事案内の配布は町内会の人的協力の下で行われている。このように、町内会を基盤としてこれら団体間の調整役を行っている。

(3)住民の意思の代表性

行政は個人の意見や利害よりも地域の総意を前提とした要望を優先させるため、町内会の意向を伺いながら事業を実施している。また、行政が委任する地域の各種委員の推薦を町内会に委ねたり、審議会の委員に町内会の代表をあてたり、町長との行政懇談会で住民を代表して発言を求めたりすることで、「地域住民の声」を担保している。

住民自治組織の体系図



住民自治組織の課題

(1)町内会の代表性の問題(代表性の喪失)

町内会は加入率の低下から町内会が地域の代表性を失いつつある。また、町内会長の成り手不足から、同じ、高齢の人が長年継続して町内会長を務めている、このことから、町内会長は地域の代表者という位置付けも失いつつある。

(2)住民の主体性の欠如(無関心な住民)

総会等では、住民参加がほとんどない(無関心)ことから、住民要望を聴取、協議できず、役員間で協議、要望することがほとんどとなり、住民が自ら地域の課題解決を図るといった主体性が生まれにくい。その結果、町内会活動は町内会長や役員の特定期間メンバーに支えられ、当事者意識や主体性の欠如が顕著になっている。

(3)行政と町内会の意識のズレ(行政依存)

行政から見える町内会は「住民の責務で行うべき範囲まで行政に求める」に対し、町内会は「行政に頼らざるを得ない分野が多い」と、行政が考える住民の責務と町内会が考える行政の責務は必ずしも一致していない。

地域主権型社会実現には既存の住民自治組織に限界

行政主導のトップダウン型地域社会から住民主体のボトムアップ型地域社会へ地域社会の枠組みを再構築する必要がある

新しい住民自治組織が必要

協働型社会にふさわしい地域社会の創造

(自分たちのことはまず自分たちで解決を図り、不足分を行政の支援を得る社会)

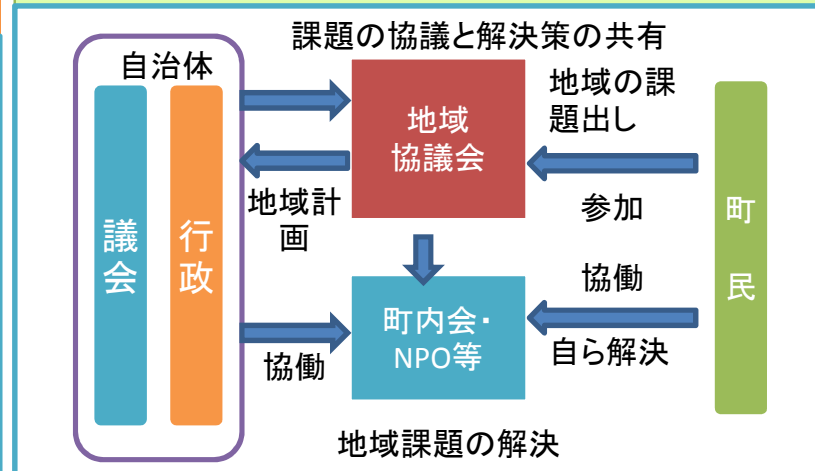
既存の行政主導のトップダウン型コミュニティ組織に限界

地域の課題を共有し、自ら決定し、自ら決定した政策を自主的に取組む
地域協議会制度の導入が必要

新しいコミュニティとしての 地域協議会のイメージ

新しいコミュニティとしての地域協議会の仕組みは、地域の計画や施策を多くの地域住民の参加と合意の下で自ら決定し、それをもとに行政と協議を行い、地域の課題に応じた解決方法を自ら実行する。このことにより、自己決定に基づく住民自治の意識を醸成させる。

地域協議会のイメージ図



住民主体のボトムアップ型コミュニティ組織の創造

住民と行政が協働して行う事業

1. 行政が地域に依頼して全域に行っている事業
町の広報紙の配布、家庭ごみステーションの管理、防犯灯の管理など、全域で統一方法で行われてきた事業
2. 地域において共同管理的に行われている事業
 - ①公共施設等の管理 公園の維持管理、道路・河川等の美化、体育館や集会施設の管理など
 - ②地域福祉 居宅高齢者・障害者等要介護者の支援、健康づくり、子育て支援など
 - ③環境保全 町内の美化活動、不法投棄の監視、リサイクル活動、緑化推進など
 - ④生活安全 自主防災活動、防犯パトロール、交通安全活動など
 - ⑤教育・文化等 生涯学習、青少年健全育成、人権教育、体育活動、伝統文化の継承、運動会など
 - ⑥計画づくり 地域振興・土地利用・景観等計画の策定など
 - ⑦その他 行政への要望活動、地区広報紙の発行など

地域協議会の役割

- ①地域の代表性
幅広い層の住民が参加できる委員の選考方法(公募公選制など)を導入する。
- ②地域の合意に基づく民意の反映
地域に関するものは地域協議会で協議され、住民自らの判断と責任において行う。
- ③主体的な企画・立案
多くの住民が関わり、主体性を持って意見を述べ、地域に合った計画や施策を立案する。
- ④住民と行政の協働
行政と地域との協議の場が身近になり、合意の下に自ら決定した施策や事業を、行政、町内会、NPO等あらゆる資源を活用して、共に役割分担をしながら解決していく。

自治基本条例とは何か

自治基本条例の制度体系（自己決定のルール）

地域社会の新たな価値

前文

- ・まちの歴史、文化、環境
- ・自治の取組み
- ・自治の理念
- ・町民の決意・宣言

条例制定の目的

- ・町民自治の実現を図ることを目的とする
- ・活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする

用語の定義

- ・町民（町内に住み、働き、学ぶ人及び町内で事業を営み、活動する人若しくは団体をいう）
- ・行政（町長その他の執行機関）

自治体の基本理念

・私たちは、自治の主体として、自らの手で自らのまちを創っていかうとする意思を明確にし、考え行動することで、互いに支えあい、いつまでも安心して暮らすことのできる「しあわせを感じるまち」の実現を目指します

基本原則

- ①町民主体の自治の原則
- ②情報共有の原則
- ③町民参加の原則
- ④協働の原則

理念・原則を受けた制度

情報共有

- 行政**
 - ・説明責任
 - ・情報提供
- 議会**
 - ・情報公開
 - ・個人情報保護

参加

- 行政**
 - ・審議会等
- 議会**
 - ・パブリックコメント
- 地域社会**
 - ・町民説明会
 - ・アンケート調査

住民投票

- ・個別型・常設型

地域協議会

- ・市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、特徴的かつ個性的な地域づくりに取り組むことができるように仕組みを整備し、都市内分権を推進することを明らかにする
- ・都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区と、そこに設置する地域協議会、事務所を設ける（上越市）

協働

- ・町は、町民と協働して課題解決を図るため必要な措置を講じます。町は、町民の自主的かつ自立的な活動を尊重する

制度の担い手の具体化

町民

- ①町民の権利
- ②町民の役割

議会・議員

- ①議会・議員の責務
- ②町民と議会の情報共有と町民参加
- ③行政と議会の関係

町長・職員

- ①町長の責務
- ②職員の責務

行政運営

- ①総合計画
- ②財政運営
総合計画、行政評価を踏まえ、財政計画を策定し、健全な財政運営を行う
- ③行政評価
評価結果は総合計画等へ反映
- ④政策法務
地域の課題解決をする政策実現のため条例等の制度や法令等の自主的解釈運用を行う
- ⑤危機管理
地域における連携協力体制の整備
- ⑥公益通報
公益通報者の保護を定める

条例の維持発展の制度

条例の見直し

- ・見直しの期限
4年又は5年
- ・見直しのトリガー
首長又は社会の変化
- ・見直し組織
審議会を立ち上げる又は自治推進委員会（仮称）

自治推進委員会（仮称）

- ・町長の付属機関
- ・委員会の役割
この条例の運用の状況及び町民自治による町政や地域社会に関する基本的事項について調査審議する。
- ・町民自治による町政や地域社会の推進に関し町長に意見を述べる。
- ・委員は10人以内、町民及び学識経験者
- ・任期2年

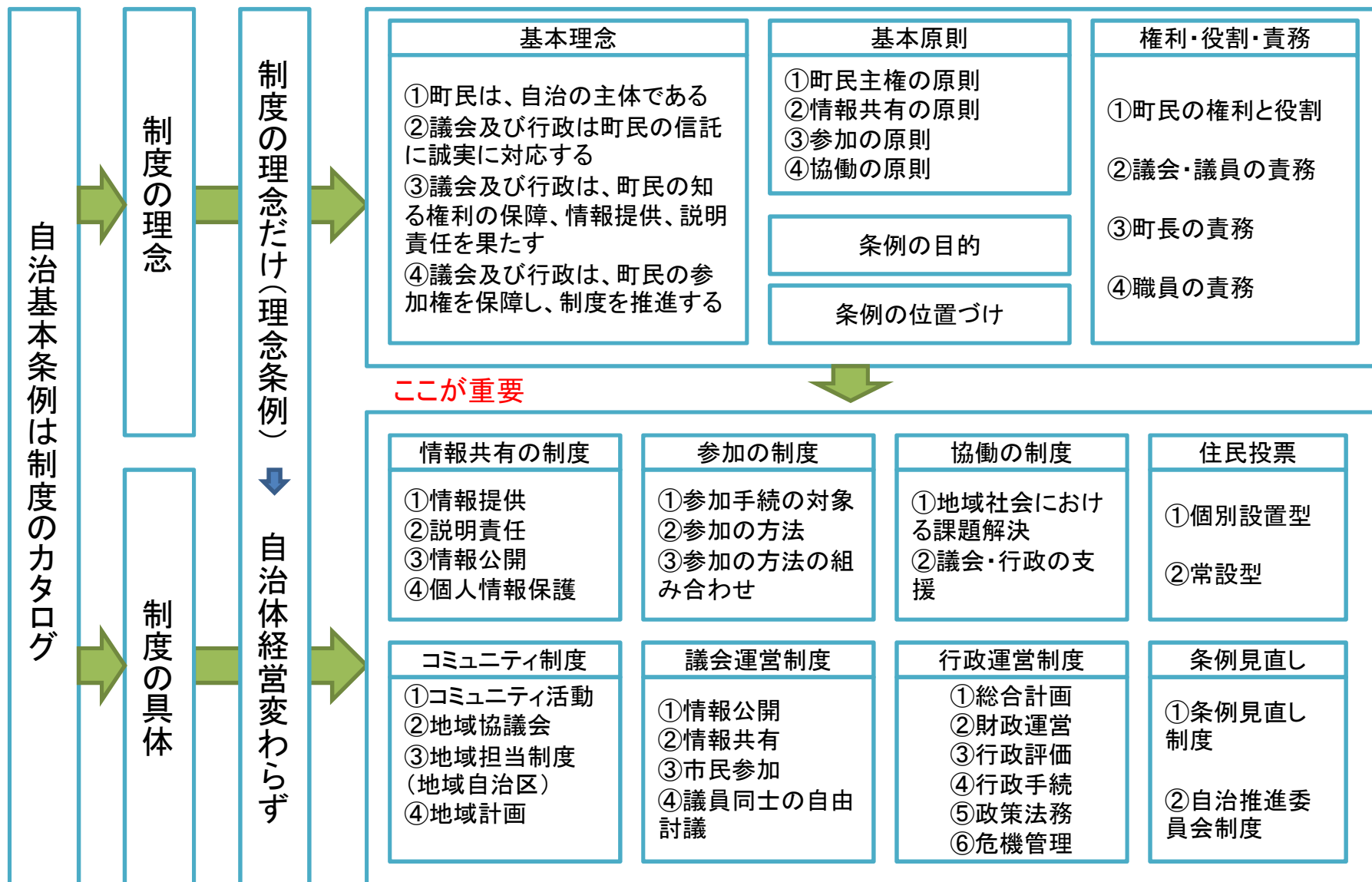
連携交流

- ・近隣市町村との連携と交流
- ・国及び北海道との連携
- ・国際交流と連携

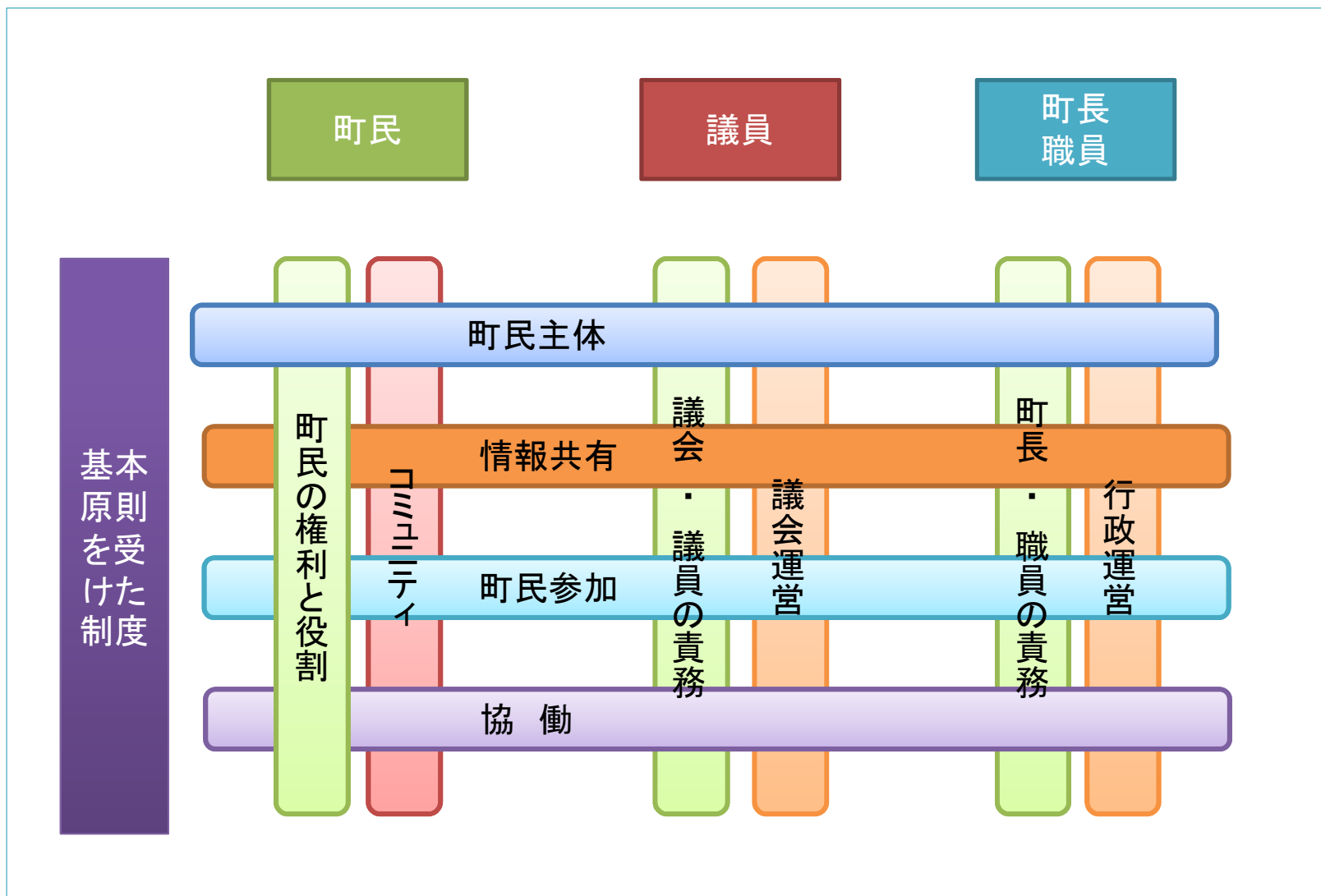
条例の位置づけ（最高規範）

自治基本条例に欠かせない項目

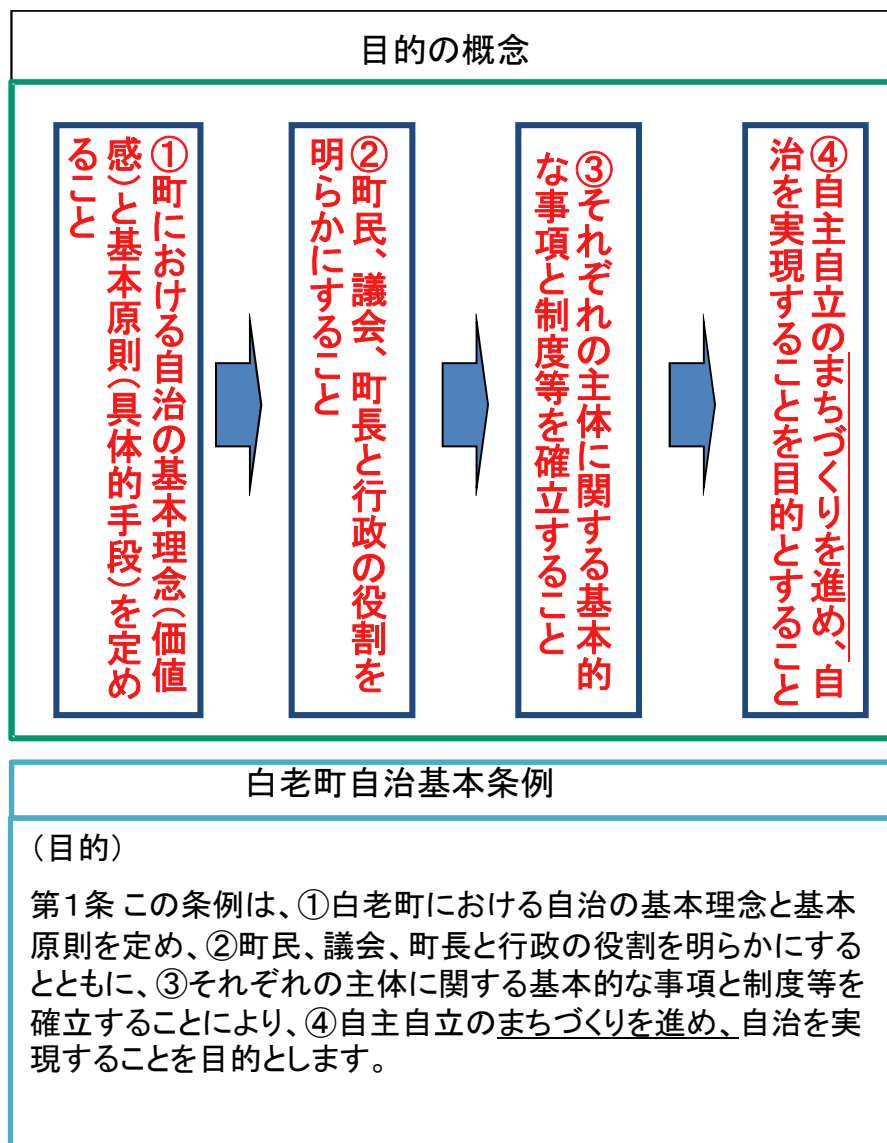
(制度の理念と制度の具体の明確化)



自治基本条例における担い手と制度との関係



自治基本条例の(1)総則①目的



ポイント

目的は条例の目的(どのような目的で制定されたのか)タイプと条例制定の目的(どのような事項を規定したのか)タイプの2タイプがあるが、現在は混在し、後者が主流となっている。したがって、その後の骨格と関係が深い。→主語は

①町における自治の基本理念(価値感)と基本原則(具体的手段)を定めること

なぜ→2000年4月の地方分権改革一括法で地方自治法が改正され、国と都道府県・市町村との間の役割分担が見直され、自治体の自己決定の範囲が拡大された。そのため、町の自治(自己決定)を行うための価値感の共有を定める必要が生じた。

②町民、議会、町長と行政(職員)の役割を明らかにすること(再確認)

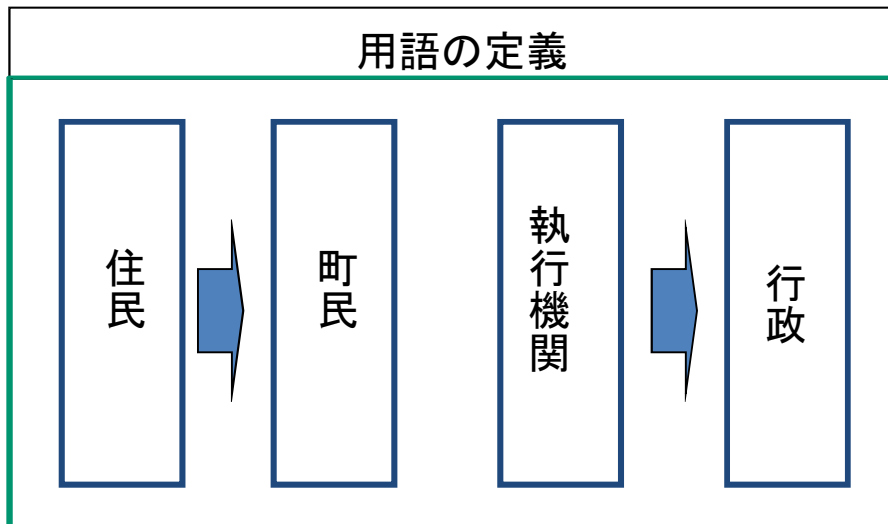
③それぞれの主体に関する基本的な事項と制度等を確立すること(制度の見直し)

なぜ→地方自治法が改正され、自治体が自らの責任で決定できる範囲が拡大したことを受けて、町民、議会、町長と行政(職員)の役割を再確認し、制度等の確立をする。→地域主権による時代の変化に対応する必要がある

④自主自立の(まちづくりを進め、)自治を実現することを目的とすること

なぜ→従来の国の指示を待つ自治体運営から、自らの意思(責任)で決定し、実行できる自治体の実現を目的とする。

自治基本条例の(1)総則②用語の定義



白老町自治基本条例

(定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ子どもから高齢者や町内で事業活動を営む者をいいます。

(2) 執行機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。

(3) 町 執行機関と議会をいいます。

(4) 町民活動団体 町民が自主的に組織した団体の総称をいいます。

ポイント

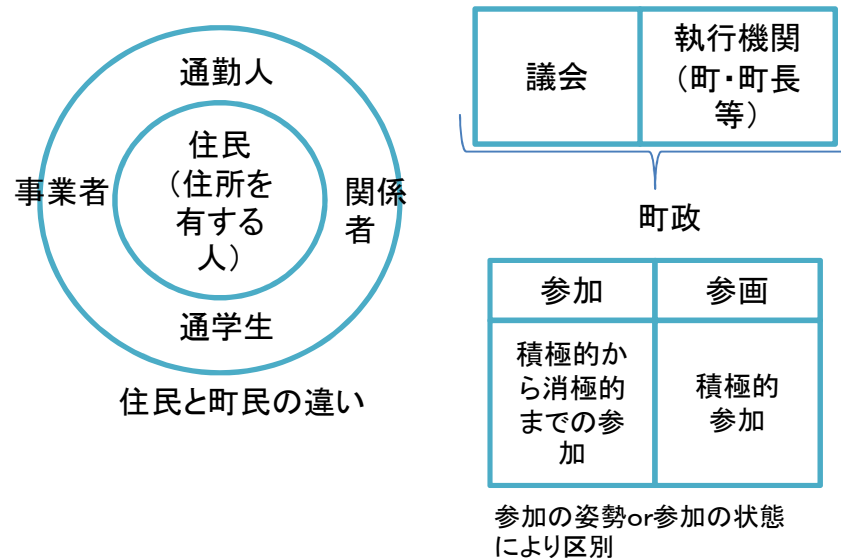
①町民 町内に住み(住民)、働き(通勤)、学ぶ者(学生)及び町内で事業活動を営む者(事業者)をいいます。

→なぜ、町民を広義に規定するか。市民参加や協働の当事者として、住民のみに限定しないという考え方。

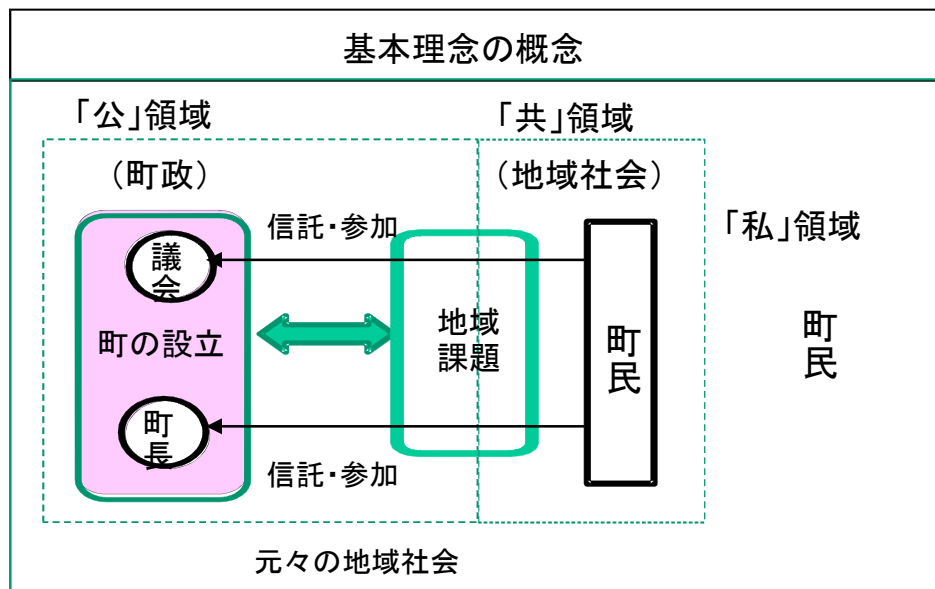
②町 議会と執行機関をいいます。→「町」の定義に矛盾があるところがある→町という総称を使わず、議会及び行政は、または、町政はというように正確に表現した方がよい。

③行政 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員と固定資産評価審査委員会をいいます。

④参加 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。



自治基本条例の(1)総則③基本理念



川崎市自治基本条例

(基本理念)第4条 市民及び市は、次に掲げることを**基本理念として市民自治の確立を目指します**。

(1) 市民は、**地域社会の課題を自ら解決**していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

(2) 市民は、その信託に基づく**市政に自ら主体的にかかわる**ことにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

(3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、**自治体としての自立を確保**すること。

ポイント

条例の基本理念

①**理念を前文に入れているところがある**。→苦小牧市

②**基本理念は「町の共通の価値(理想)」**

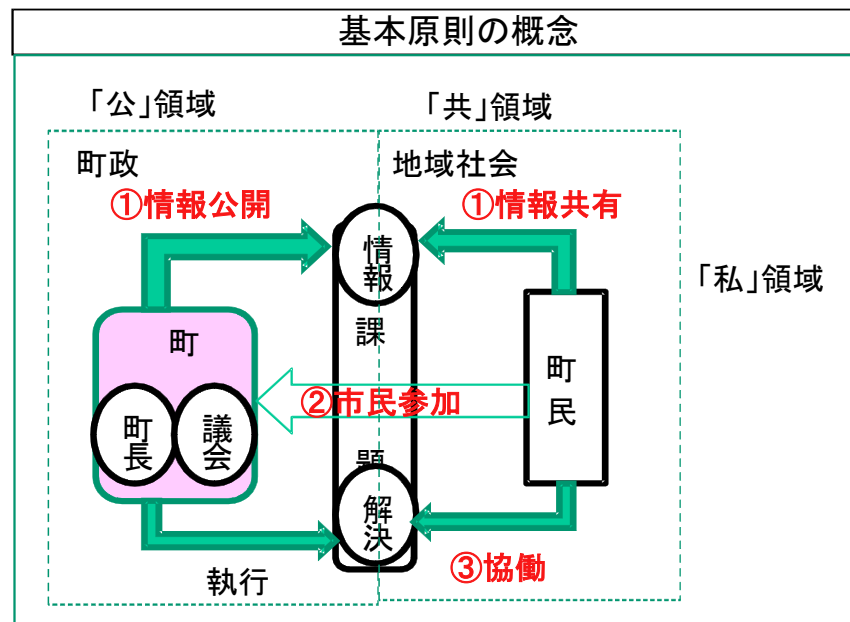
- ・基本理念として市民自治の確立 →町民主体の自治(町民の意思に基づく)

- ・**地域社会の課題を自ら解決** →私たちが住んでいる地域の問題は私たち自ら解決するため働きかける。(地域社会も町民主体の自治)

- ・**町政に自ら主体的にかかわる** →議会及び行政の決定過程に町民自ら主体的に参加する(町政も町民主体の自治)

- ・**自治体としての自立を確保** →団体としての自治体の自己決定・自己責任ができる体制の確保

自治基本条例の(1)総則④基本原則



川崎市自治基本条例

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) **情報共有の原則** 市政に関する情報を共有すること。
- (2) **参加の原則** 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) **協働の原則** 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないこと によって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします

ポイント

基本原則

①町民と議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

・ **情報共有の原則** 町政に関する情報を共有すること。

なぜ→議会及び行政の決定過程の情報(課題)を共有することで、課題解決のための計画づくりへの町民参加がスムーズに行くことができる。情報なくして参加なし。

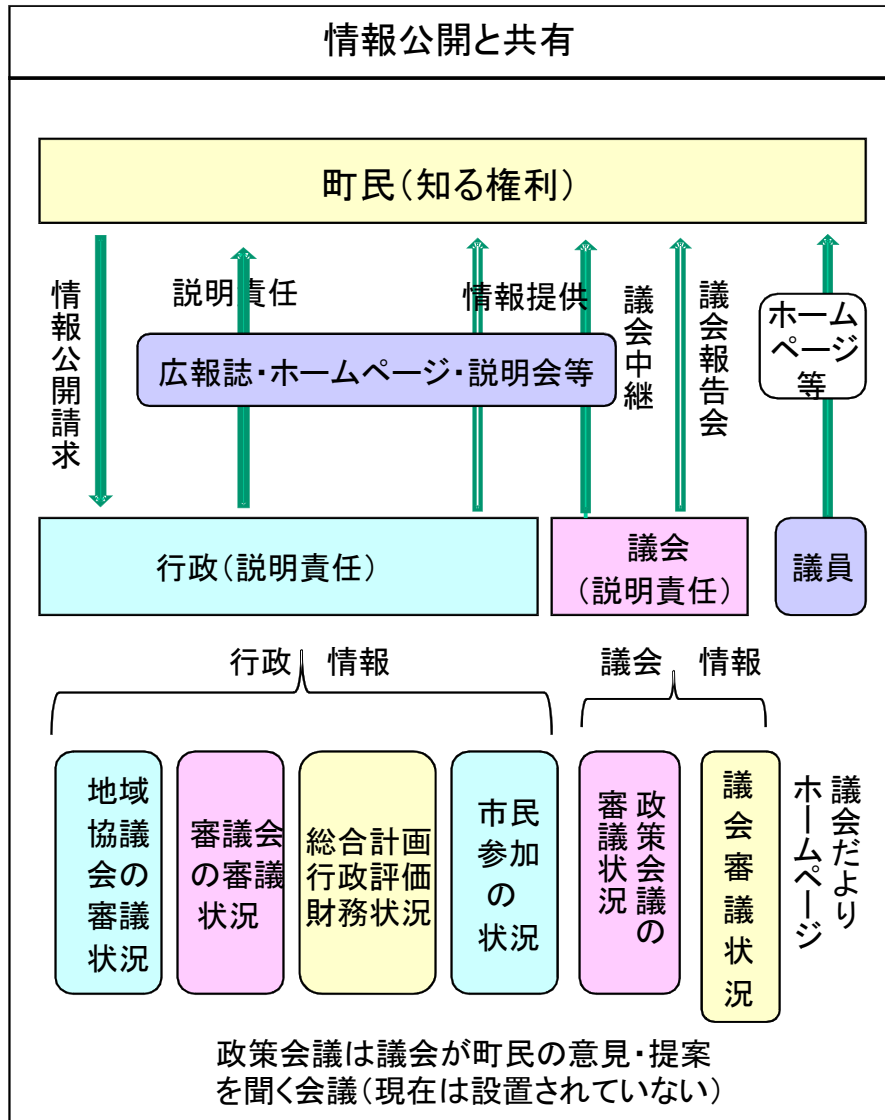
・ **参加の原則** 町民の参加の下で町政が行われること。

なぜ→自治体経営は町民の意思に基づき実施されるためには、議会及び行政の決定過程に町民が参加し、意見を述べ政策等に反映することが必要になった。(ただし、最終的意思決定は議会の仕事)

・ **協働の原則** 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

なぜ→地域社会は町民自ら課題解決に取り組むが、町民だけでは解決が難しい課題に行政の支援(協働)があれば解決できる場合もある。ただし、主体は町民である。

自治基本条例の(2)情報共有



ポイント

①**情報提供** 議会及び行政は、町民とこの条例の基本理念の実現を図るため、その保有する町政に関する情報及び町民生活に必要な情報等を積極的に、わかりやすく、適時に提供するものとします。

②**説明責任** 議会及び行政は、町政の執行において透明性を確保するため、町民に対して町政に関する情報について説明する責務を有します。

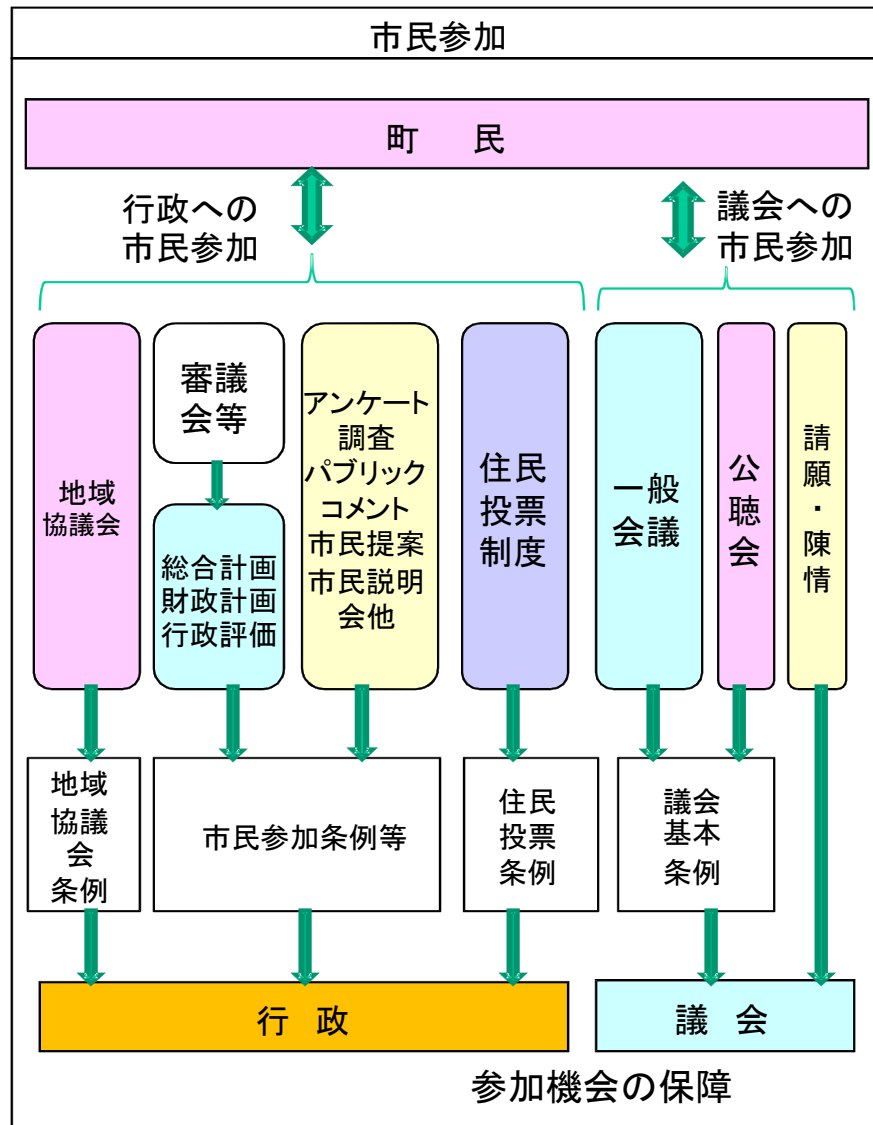
③**情報公開** 町民は、町政に関する情報について、町にその開示を求めることができます。

④**個人情報保護** 町は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

情報公開条例 町の保有する情報の公開を請求する権利

個人情報保護条例 個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定める

自治基本条例の(3)町民参加



ポイント

1. 町民参加規定の委任形態

タイプ1: 市民参加条例に委任する⇒苦小牧市

タイプ2: 自治基本条例に具体を ある程度規定し
細則は規則に委任する⇒下川町・八雲町

2. タイプ2のポイント

(1) 条例の規定

- ① 市民参加手続きの対象となる基準
- ② 市民参加手続きを行わない基準
- ③ 市民参加手続きを行わなかったときの理由の公表規定

(2) 市民参加の方法

審議会・パブリックコメント・説明会・アンケート等

(3) 市民参加の方法は1つ以上でよいか、2つ以上か

(4) 市民参加手続きを行う基準に金銭徴収(使用料等)を入れるか、逆に、市民参加手続きを行わない基準に入れるか

審議会における公募市民の比率(H20.6実施の市民参加の環境調査)

- ① 北広島市 38.8%
- ② 滝川市 25.6%
- ③ 函館市 16.3%
- ④ 苦小牧市 10.5%
- ⑤ 稚内市 5.5%
- ⑥ 帯広市 5.3%
- ⑦ 札幌市 4.5%

自治基本条例の(4)住民投票

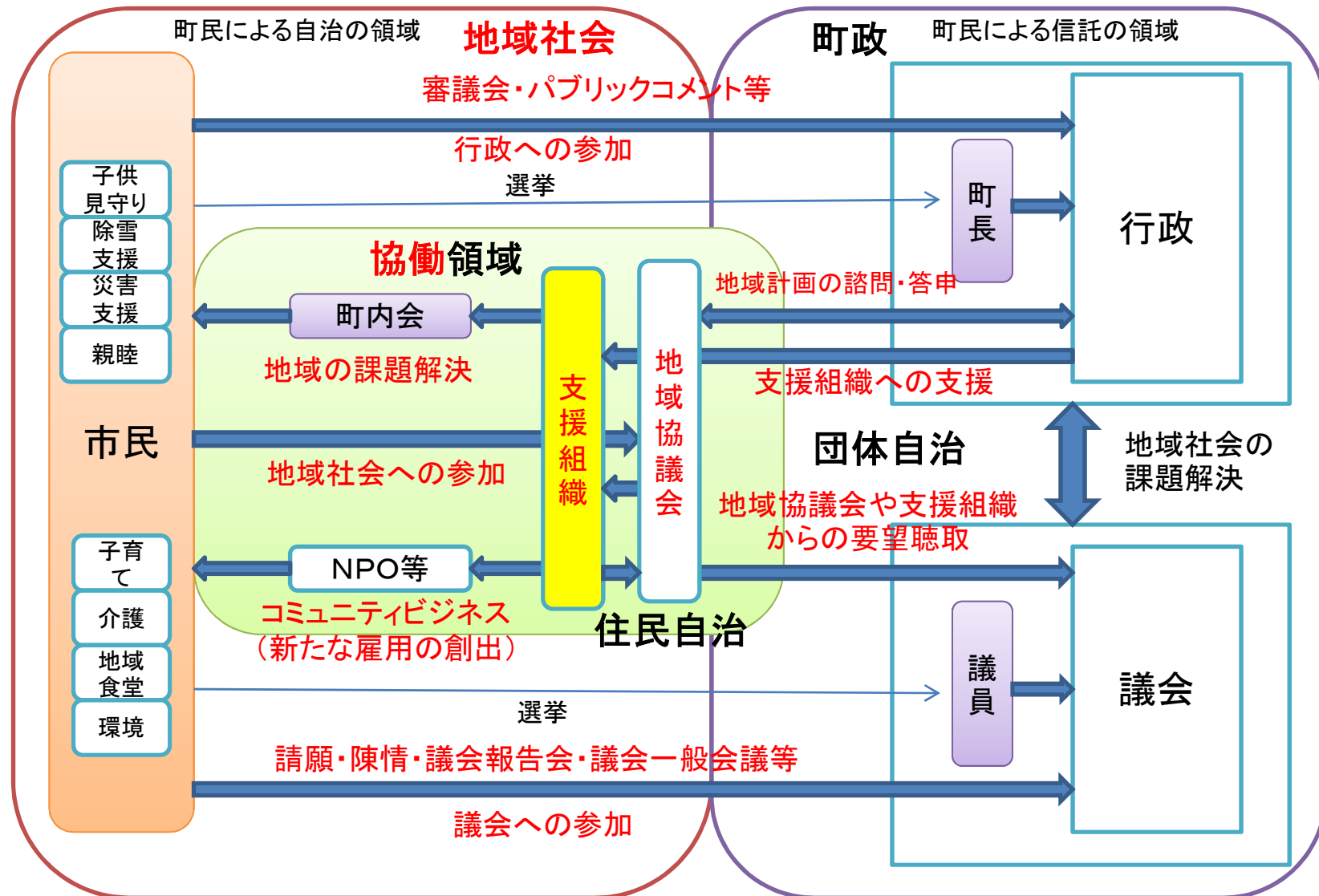
住民投票制度	
(1) 法的拘束力	
拘束型住民投票	諮問型住民投票
投票結果が法的拘束力を持つ	法的拘束力を持たない
×	○
法的拘束力を持たせると議会という代表民主制の決定権を侵害するとの理由	住民の投票結果の尊重
(2) 常設型住民投票か、個別型住民投票か	
常設型住民投票	個別型住民投票
個々の争点について一々議会の議決を経ずに住民投票を行う	個別案件ごとに条例を制定して住民投票を実施する(時間がかかる)
投票年齢を18歳(16歳)から認める例もある 投票資格者の1/4・1/6・1/10の署名	議会で否決される可能性がある
(3) 条例規定のパターン	
① 個別設置型 ア. 地方自治法(直接請求)一条例規定しない イ. 自治基本条例に再確認として規定(個別条例)	
② 常設単独型 自治基本条例で規定、詳細は別に条例へ委任	
③ 個別・常設型併設 ①イと②を併設、詳細は別に条例へ委任	

(4) 投票の請求者	
常設型住民投票	個別型住民投票
上越市自治基本条例	下川町自治基本条例
年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの	町民のうち選挙権を有する者
(5) 投票の資格者	
常設型住民投票	個別型住民投票
上越市自治基本条例	下川町自治基本条例
投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの	町民投票に関し必要な事項は、その事案ごとに別に定めます
(6) 住民の条例制定請求(地方自治法第74条)	
<p>住民</p> <p>有権者の1/50以上の連署により住民投票条例の直接請求</p>	<p>議員</p> <p>議員定数の1/12の議員の賛成があれば議案の提出ができる(自治法112②)</p>
<p>首長</p> <p>意見をつけて付議</p>	<p>議会</p> <p>(過半数)</p>
議案の提出	

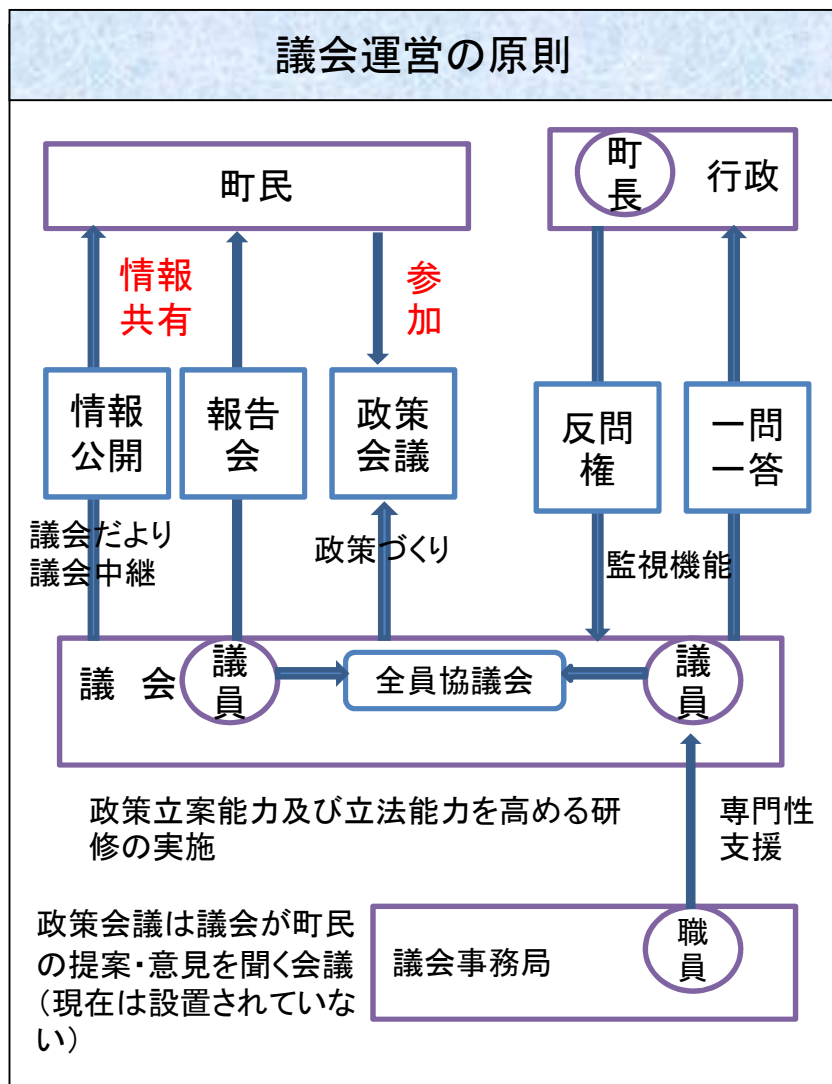
(参考) 常設型住民投票条例の比較

		川崎市(132万人)	上越市(20万人)	北広島市(6万人)	大和市(22万人)
住民投票の請求及び発議	住民 (請求者)	投票資格者の1/10以上の署名	請求者の総数の1/50以上の連署	投票資格者の1/6以上の署名	その総数の1/3以上の者の連署
			請求者の総数の1/4以上の連署		
	議員	議員定数の1/12以上の賛成	議員定数の1/12以上の賛成	議員定数の1/12以上の者の賛成	議員の定数の1/12以上の者の賛成
			常任委員会の決定		
首長	自ら発議	自ら発議	自ら発議	自ら発議	
投票資格者	住民	満18歳以上の日本国籍を有する者	満18歳以上の市民	18歳以上の日本国籍を有する者	本市に住所を有する年齢満16年以上の者
	外国人	満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留している者	外国人登録法に基づき、本市に外国人登録原票が登録された日から3箇月以上本市の外国人登録原票に登録されている永住外国人(永住者及び特別永住者)	18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留している者	16歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に在留資格をもって3年を超えて在留している者
議会への協議		請求代表者から実施の請求が行われた場合及び市長が自ら発議する場合、議長は、議会で取りまとめた意見を市長に送付し、その結果、住民投票を実施することについて、議員の2/3以上の反対があるときは、市長は、住民投票を実施しない	なし	なし	なし
成立要件		成立要件は設けない	投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たしたときに成立する。市民投票が成立しない場合にあっても、市民投票の開票を行わなければならない。	投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の総数の2分の1を満たないときは成立しないものとする。ただし、当該市民投票の開票については、行うものとする。	なし
投票結果		議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します	市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない	議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します	市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない

自治基本条例の(5)協働と地域社会(コミュニティ)



自治基本条例の(6)議会(議員)の責務と議会運営



ポイント

(1) 議会運営の規定の選択

パターン1: 議会運営は議会基本条例に委任する。

(議会の役割と責務)

第12条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、民意の把握、さらには、議会への町民参加を推進し、町民に分かりやすい、開かれた議会をめざします。

2 議会は、議員相互の自由討議により議論を尽くし、議決に当たっては意思決定の過程及びその妥当性を町民に明らかにします。

3 議会は、豊かなまちづくりの実現をめざし、町民が実感できる政策の提言・提案に努めます。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、本条に関し必要な事項は、**福島町議会基本条例(平成21年福島町条例13号)**に定めるところによります。

(議員の責務)

第13条 議員は、この条例の理念を遵守し、町民の信託に対する自らの責任を誠実に果たします。(福島町まちづくり基本条例)

パターン2: 自治基本条例に議会運営を規定し、細則は議会規則に委任。

パターン3: 従来型(自治基本条例に曖昧に規定)

(2) 議会は何の機関か

議会は「議決機関」なのか「議事機関」なのか
憲法第93条「議事機関として議会を設置する」とある。

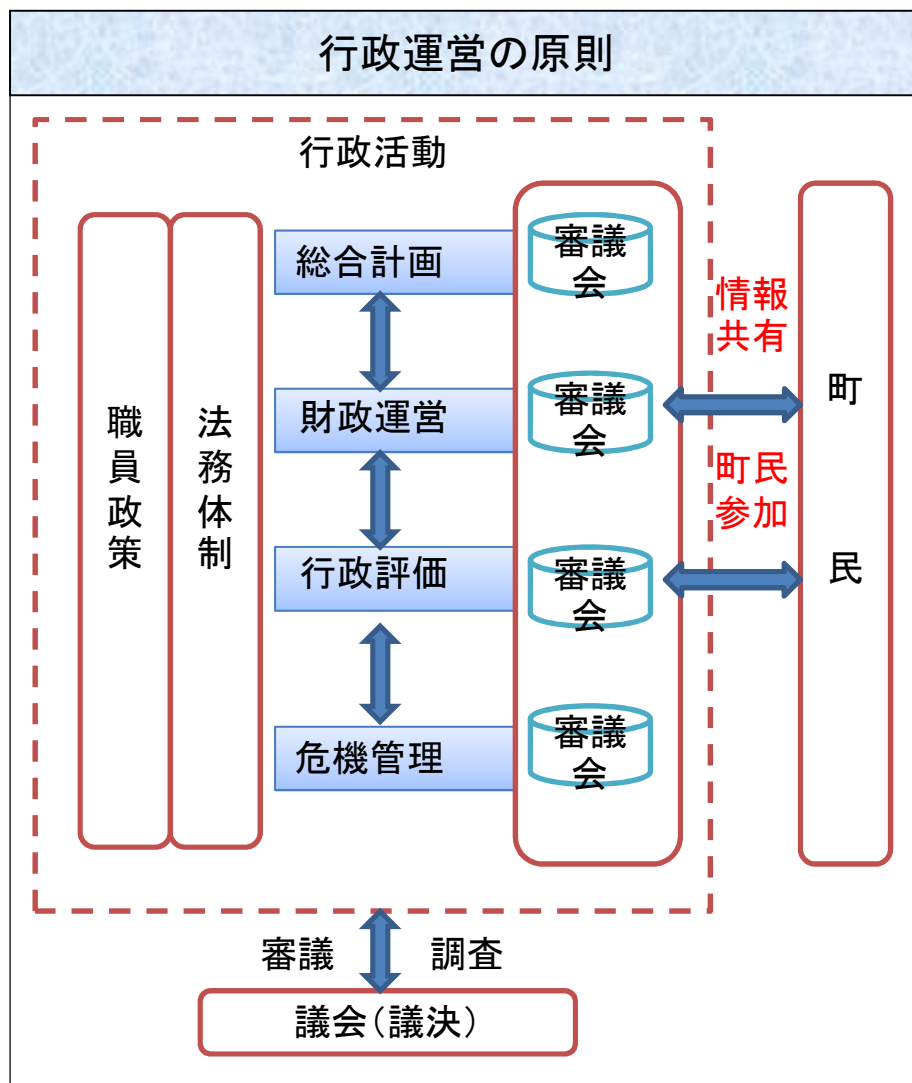
(3) 議会への信託の内容の確認

議会は市民の信託に基づくものであることを再確認が必要。
このような再確認が「自治体の発見」で、自治基本条例の形態としては重要な規定である。なお、「権限」は信託内容である。

(参考) 栗山町議会基本条例の規定

町民と議会との関係規定	議会と町長との関係規定
<p>(町民参加及び町民との連携) 第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じるものとする。 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。 7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。 8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。 9 議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。</p>	<p>(町長等と議会及び議員の関係) 第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。 2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。 (町長による政策等の形成過程の説明) 第6条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。 (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策案等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 総合計画における根拠又は位置づけ (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。 (予算・決算における政策説明資料の作成) 第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。 (法律第96条第2項の議決事項) 第8条 法律第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1) 法律第2条第4項の規定に基づく基本構想及び総合計画 (2) 栗山町都市計画マスタープラン ほか3項目</p>

自治基本条例の(7)行政運営



ポイント

①行政運営に情報共有・町民参加が具体化されているか
行政運営において、町民への情報公開や分かりやすい説明、アンケート調査等による町民意思の把握や町民との情報共有が図られなければならない。具体的には、総合計画の策定や行政評価は町民参加によって行わなければならない。重要なことは、このようなことが条例に規定されていることである。

②政策間の連携がとれているか

行政運営は縦割りの分断した政策では何ら効果を発揮しない。相互連携によって始めて、効果が上がる。たとえば、総合計画と財政運営、行政評価と財政運営、行政評価と総合計画と連携することで政策の効果が上がる。このことを条例で規定しているかが重要な点である。

③努力規定としない

「財政の健全性の確保に努めます」はおかしな規定である。行政は財政の健全性は努力するが、できない場合もあるということが許されない。行政は健全な財政運営を行いますではないか。

④構成は

- ・総合計画
- ・財政運営
- ・行政評価
- ・行政手続
- ・政策法務
- ・危機管理
- ・公益通報

自治基本条例の(8)条例の見直し

条例の見直し	
見直しの周期	4(5)年を超えない期間
見直しのトリガー	地域社会の変化により改正の必要が生じた場合
	この条例が目的を達成するために有効に機能しているかどうかについて、絶えず点検を行い、必要な場合は、この条例を改正
見直しの組織	町長は町民委員会に諮問

ポイント

(1)条例の見直し周期

①4年を超えない期間ごとに ②5年を超えない期間ごとに の2つがほとんどである。4年は選挙を、5年は基本計画を意識している。したがって、前者は政策実現において足らざるものを補うことであり、後者は計画が実現出来なかったことを補うために見直しが必要になる。最長が4年や5年であるが、その前でも見直しができるようになっているので、柔軟に見直しをした方がよい。

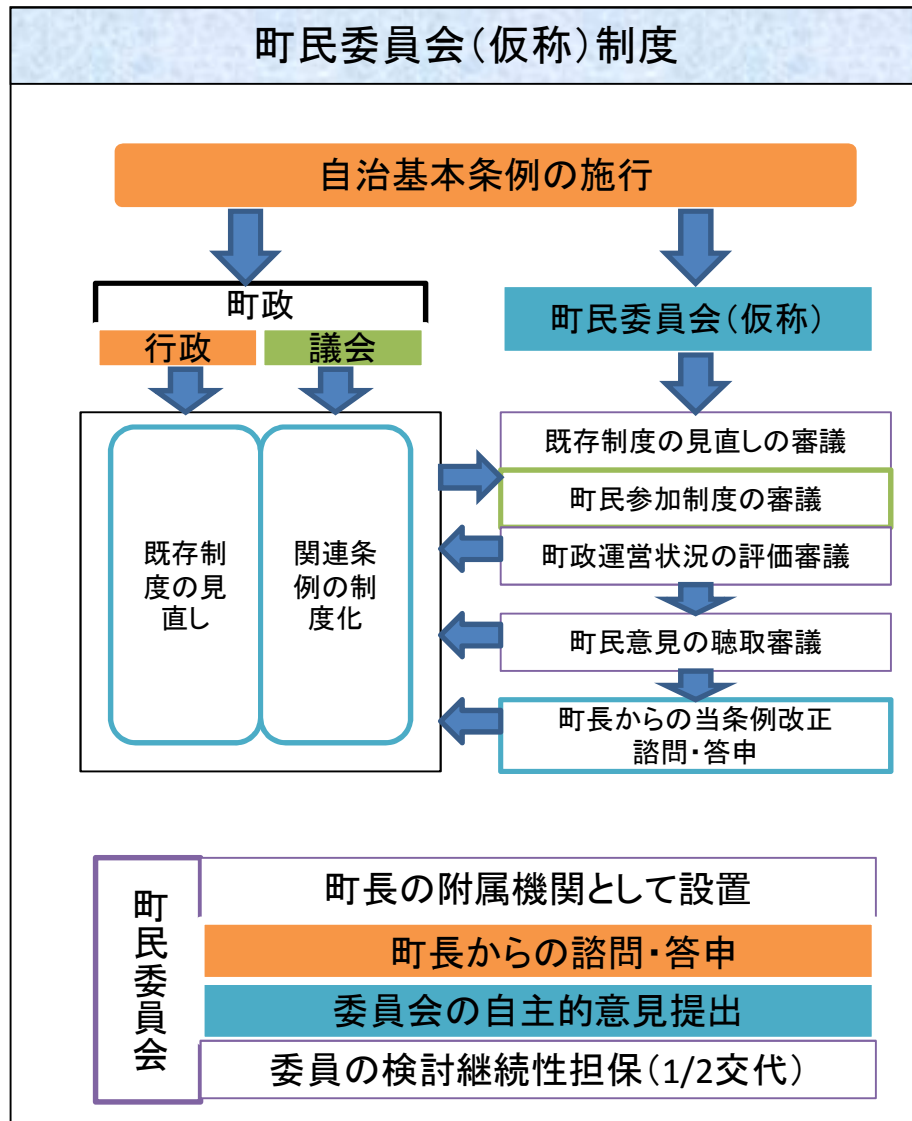
(2)条例見直し機関の設置

条例見直しは重要なことであり、条例見直しが曖昧な規定は良くない。八雲町自治基本条例第48条第2項では「町長は、前項に規定する検討にあたっては、次条に定める委員会(八雲町民自治推進委員会)に、必要な意見を求めるものとします」と明確にしている。

(3)条例見直しの発議者

条例見直しの発議者は①住民、②議会の議員、③首長である。しかし、条例見直しという重要なことは市民参加による委員会の審議結果を答申としてされたものを行政が条例改正案として議会提案することで、議会での議論がされ、まち全体の総意が反映される。

自治基本条例の(9)町民委員会(仮称)制度



ポイント

(1) 町民委員会の必要性

町民懇話会の議論では自治基本条例を検討する過程で検討が十分に出来なかった項目が残っている場合がある。その場合、町民委員会で継続検討し、見直し時に反映するのが良い。

(2) 町民委員会の役割

八雲町自治基本条例第49条第1項では「この条例を守り育て、実効性を高めるため」第2項では「町民委員会は、町長の諮問に応じ答申し、又は次の事項を審議し、意見を具申するものとします。

- ① この条例に基づく政策の制度化、町民参加の状況、条例の運用状況に関する事項
- ② この条例の見直しに関する事項
- ③ 住民自治によるまちづくりの推進に関する基本的な事項」と町民委員会の役割を具体的に規定している。

(3) 町民委員会の組織構成

八雲町自治基本条例第49条第3項では「町民委員会は、委員10人以内をもって組織します」第4項では「委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします」と町民委員会の組織構成について具体的に規定している。その他の内容は規則に委任している。

自治基本条例に見る自治の主体

3. 自治基本条例に見る自治の主体

(1) 町民が担うもの(町民も公共を担う—町民主体の自治)

法律で認めている権利・権限(A)と改めて自治基本条例で確認する役割・責務(B)がある

(市民の権利)

A

第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行行使することができる。

B

2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行行使することができる。

(1) 市政運営に関する情報を知る権利

(2) 市民参画をする権利

(3) 協働をする権利

A

3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。

(市民の責務)

B

第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。

2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

A

3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。

(上越市自治基本条例より)

(町民の基本姿勢と役割)

B

6 町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとします。

(八雲町自治基本条例より) 39

(2) 議会・議員が担うもの

(地域主権に対応した議会の再定義⇒自治体の発見)

(市議会の権限)

A

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。

(市議会の責務)

第8条 市議会は、市民の代表として、全市的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。

- (1) 市の意思決定機能
- (2) 市政運営の監視機能
- (3) 政策立案機能
- (4) 立法機能

A

2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。

B

- (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。
- (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
- (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。

3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則(以下「自治の基本原則」という。)にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

(上越市自治基本条例より)

(市議会議員の責務)

第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。

2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。

3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。

(1) 自らの議会活動

(2) 市政運営に関する自らの考え

(上越市自治基本条例より)

(議会の設置)

第28条 町民の信託に基づき、町民の代表機関として、議会を置きます。

(議会の役割)

第29条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議の機会を拡充するよう努めなければなりません。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

(議会の権限)

第30条 議会は、八雲町の条例、予算、決算、財産及び政策執行に関わる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求や調査等の監視の権限を有します。

(議会の責務)

第31条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び制度を遵守し、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

(八雲町自治基本条例より)

(3) 町長・職員が担うもの

(地域主権に対応した行政の再定義⇒自治体の発見)

(市長の権限)

A 第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。

(市長の責務)

第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

(上越市自治基本条例より)

B (行政の職員の責務)

第38条 行政の職員は、常に町民が主権者であることを認識し、公正かつ適正に職務を遂行する責務を有します。

2 行政の職員は、町民との信頼関係を深めるため、常に町民の視点に立ち、自らも地域の一員として自覚し、全力を挙げて職務を遂行します。

3 行政の職員は、まちづくりの課題に対応するため、互いに横断的連携を密にするとともに、施策の立案及び町民の求めることに的確に対応できる知識の習得並びに能力の向上に努めるものとします。

(八雲町自治基本条例より)

B

(就任時の宣誓)

第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。

(ニセコ町まちづくり基本条例より)

A
・
B

(町長の設置)

第36条 町民の信託に基づき、八雲町の代表機関として、町長を置きます。

(八雲町自治基本条例より)

(4) 町民・コミュニティが担うもの

(担い手づくりのための地域社会の公共性再構築

⇒地域社会の発見)

(コミュニティの役割)

第25条 コミュニティは、地域社会において自らできることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めるものとします。

2 コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めるものとします。

3 コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。

4 コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。

(コミュニティにおける町民の役割)

第26条 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。

2 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てるよう努めるものとします。

(行政の役割)

第27条 行政は、コミュニティの自主性と自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、適切な支援を講じるものとします。

2 行政は、コミュニティから協議及び提案を受けたときは、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。

(八雲町自治基本条例より)

(コミュニティ)

第35条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

(都市内分権)

第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

(地域自治区)

第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。

2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。

3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

(上越市自治基本条例より)

生きた条例をつくるための注意点

生きた条例をつくるための注意点

- ①理念型自治基本条例としない。
⇒情報共有・参加制度など具体的制度規定を設けること
- ②関連条例の制定等を行い制度の体系化を図る。
⇒自治基本条例に制度の具体を規定すること
- ③「……に努めます」という努力規定の表現を使わず、「……を行います」という明確な表現とする。
⇒裁量的ルールではなく、普遍的ルールとすること
- ④作りっぱなしとしない仕組みを内在させる。
⇒見直し・町民委員会制度を規定すること
- ⑤まちづくり型の条例としない。
⇒曖昧な言葉を使用しないこと
まちづくり＝町政（議会＋行政）＋地域社会の造語

最後まで、ご清聴いただき
ありがとうございました。